

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)について

～ 地方の「平均所得の向上」を通じたローカル・アベノミクスの推進 ～

平成29年1月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・KPI

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
5年間で30万人
➡9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
➡格差縮小
- ・農林水産業6次産業化
市場規模 10兆円
➡5.1兆円

「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との
転出入の均衡
➡東京圏への転入超過
12万人
〔地方⇒東京圏 6万人減
➡2万人増（49万人）
東京圏⇒地方 4万人増
➡0.3万人減（37万人）〕

結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性
継続就業率 55%
➡53.1%
- ・男性育休取得 13%
➡2.65%
- ・支援二一ズの高い妊産
婦への支援実施 100%
➡86.4%

「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成
する市町村 150市町村
➡4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運
営組織形成数 3,000団体
➡1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数
30圏域
➡17圏域

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版)(~2019年度)

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

主な施策

中長期展望
(2060年を視野)

Ⅰ.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の
是正

Ⅱ.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5~2%程度維
持
(人口安定化、生産性向
上が実現した場合)

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:71.6%(2015年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増
現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成し
ていると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村:4市町村(2016年)
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該
施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加
している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が
増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.6%(2015年度)
(地方中核都市圏) 81.7% :79.1%(2015年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.7%(2015年度)
- ◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件
:13件(2016年9月末時点)

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 :5.1兆円(2014年度)
- ・農林水産物等輸出額 1兆円:7,451億円(2015年)

○観光業を強化する地域における連携体制の
構築

- ・訪日外国人旅行消費額8兆円 :3兆4771億円(2015年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・3年間で2,000社支援
ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高
を5年間で3倍(60億円)
- ・雇用数8万人創出 :0.1万人(2015年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
:約7,600件(2015年度)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
- ・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.11)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.2%(2016年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%
:86.4%(2015年度)

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

○「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」の形成数 1000か所
:722か所(2016年度)
- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数
3,000団体 :1,680団体(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:17圏域(2016年10月)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカル
ブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
- ・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的取組
- ・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、
新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、
集中的に支援

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、
DMOの安定的な財源確保の検討
- ・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
- ・観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工
構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、
輸出インフラの整備)
- ・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
- ・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、
バイオマス、日本版CCRCを追加

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

①政府関係機関の地方移転

- ・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

- ・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版
CCRC)」の推進
- ・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学の振興等

- ・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
- ・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新増設の抑制・地方移転の
促進等の検討

⑤地方創生インターンシップの推進

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

③出産・子育て支援

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進

- ・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ
支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

①まちづくり・地域連携

- ・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
- ・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業
制度の見直し

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の
法人化に適した法人制度のあり方の検討

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

⑦温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・ 地域におけるしごと創出
- ・ **【新】** 遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用

東京一極集中の是正

- （東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）
- ・ **【新】** 地方大学の振興等
 - ・ **【新】** 地方創生インターンシップの推進
 - ・ 地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開
 - ・ 「生涯活躍のまち」構想の実現

【新】 ライフスタイルの 見つめ直し

- ・ 地方生活の魅力の再発見、発信
- ・ 郷土への誇り・愛着の醸成
- ・ 歴史の発掘、地域文化の振興

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 （政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・ 地域経済分析システム（RESAS）

人材支援の矢

- ・ 地方創生人材支援制度
- ・ 地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・ 地方創生関係交付金
- ・ 企業版ふるさと納税

ローカル・アベノミクスの一層の推進

アベノミクスを全国津々浦々に浸透させるため、地方の「平均所得の向上」



■ 一次産品・観光資源など地域資源を活用した持続性のある企業づくり

■ 空き店舗・遊休農地・古民家等の遊休資産を活用する取組

① 空き店舗

- ・ 全国的な状況を精査しつつ、インセンティブ施策・ディスインセンティブ施策両面から検討し、2017年春を目途にとりまとめ
- ・ 「ふるさと投資」による空き店舗等の再生のため、不動産特定共同事業制度の見直し

② 遊休農地

- ・ 既存の対策に加え、農村地域工業等導入促進法の改正等により、農村地域に、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの地方創生に資する産業を導入促進

③ 古民家

- ・ 「歴史的資源を活用した観光まちづくりTF」で検討課題を整理し、具体的支援策を含む全国展開方策等の検討を行い、2016年度末を目途にとりまとめ予定

■ 第4次産業革命等の地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資促進

- ・ 地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援



地方創生推進交付金で重点的に支援

空き店舗活用に向けた検討

- 地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要。特に、需要密度が相対的に高い商業地域においては、空き店舗の解消が大きな課題となっている。
- 全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について2017年春を目途に取りまとめ。

空き店舗を上手に活用しながら、商店街を活性化させた特徴的な事例

【岩村田本町商店街（長野県佐久市）】



地域のコミュニティスペース、コミュニティビジネス創業の場として空き店舗を活用。多くの地元関係者を巻き込む。



【油津商店街（宮崎県日南市）】



↑人通りが少なく、お店の前で野球ができた

→商店街の同じ場所に、東京からITベンチャーポート(株)が出店

4年目を迎え、17店舗の新規出店が実現

「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。333人の中から選ばれた人物が中心となり、商店街を再生。



【円頓寺商店街（愛知県名古屋市中区）】



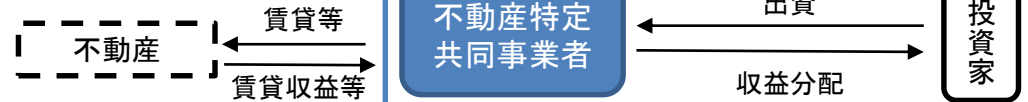
1階をカフェ&レストラン、2階をゲストハウスとして2015年4月に再オープンした老舗喫茶店では、地元の人々だけでなく、多くの外国人旅行者の利用があり、地域のコミュニケーション拠点に。

不動産特定共同事業の見直し

不動産特定共同事業の概要

- 組合形式で出資を行い、不動産の賃貸等による収益を配当して投資家に還元する事業。
- 不動産特定共同事業法が適用され、許可取得が必要。

【不動産特定共同事業のイメージ】



見直しの背景

- 空き店舗・空き家・古民家等が全国で増加する一方で、志ある資金を活用して地域の遊休資産を再生し、地方創生につなげる取組が拡大している。このような取組において、組合形式で出資を募り、不動産の賃貸等によって収益を得て投資家に還元する場合、不動産特定共同事業が適用されるが、その許可要件(資本金1億円等)は地方の事業者にとってはハードルが高く、見直しが必要。
- 資金調達方法として、インターネットを活用したクラウドファンディングが広がっているが、不動産特定共同事業では書面での取引しか想定しておらず、電子化への対応が必要。

主な見直しの方向性

小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設

- 空き店舗・空き家・古民家等の再生・活用事業に地域の不動産事業者等が幅広く参入できるよう、事業規模に一定の上限を設定した「小規模不動産特定共同事業」を創設。
- 事業者の資本金要件等の許可要件を緩和し、新規参入を容易にするとともに、投資家保護にも配慮。

【空き家等の再生・活用事業の例】



古民家を宿泊施設に改装して運営
(明日香村おもてなしファンド)
[奈良県明日香村]

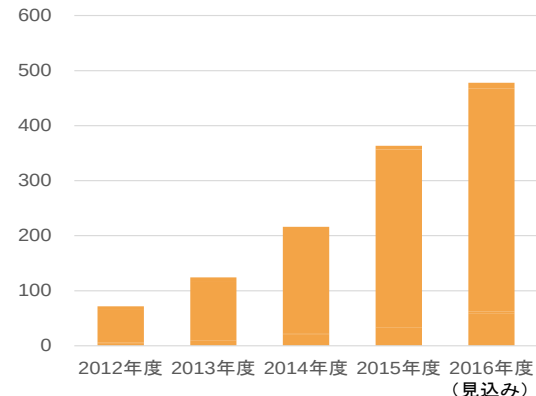


舟屋をカフェ・宿に改装して運営
(油屋の舟屋「雅」)
[京都市伊根町]

クラウドファンディングに対応した環境整備

- 不動産特定共同事業において、インターネットを活用したクラウドファンディングに対応するよう、契約締結前書面等の電磁的記録による交付等に関する規定を整備。

【国内クラウドファンディングの市場規模推移】



出典：
榊矢野経済研究所
「国内クラウドファンディング
市場に関する調査結果2016」
(単位: 億円)

遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進

- ◎「人・農地プラン」を活用した話し合いや遊休農地への課税強化により農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上を支援し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。
- ◎これらに加えて、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)の見直し等により、農泊や企業のサテライトオフィス、ICT関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」関連産業など農村地域に賦存する豊かな地域資源を活用した農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を広く同法の対象業種に加えることで、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進。

現行農村地域工業等導入促進法の概要

対象業種: 工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 (工業(製造業)以外は、昭和63年の法改正で追加)
対象地域: 農業振興地域、振興山村、過疎地域(三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く)

計画制度

主務大臣が基本方針を策定

(関係行政機関へ協議)



都道府県知事が基本計画を策定

(主務大臣に協議・同意)



都道府県又は市町村が実施計画を策定

(市町村が策定する場合には、都道府県知事に協議・同意)

計画達成のための支援措置

○土地利用上の措置

- ・ 農地転用に係る配慮
(農地法の転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例)

○税制上の措置

- ・ 個人が農工団地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)
(注:かつては、①設備投資に係る特別償却、②地方税の不均一課税等に伴う減収補填措置も講じられていたが、適用件数の減少等に伴い平成16年に廃止。)

○金融上の措置

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資

○職業紹介の充実、職業訓練の実施

○農業構造改善の促進(農業生産の基盤の整備等の事業の推進)等

主務大臣: 農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

地域未来牽引事業への投資の促進

- ・地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築することが重要。
- ・そのため、RESASの活用等により、地域経済を牽引する地域未来牽引企業(地域経済牽引事業者)を抽出。
- ・法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度(地方創生推進交付金の活用等)、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援する。

＜地域経済牽引事業の取組を形成・活性化するための課題＞

- ・IoT、ビックデータ、AIなど第4次産業革命による最新技術の利活用、設備投資
- ・グローバル市場での地位確立のための専門的知見・戦略の欠如
- ・リスクマネーの獲得が困難、各種の規制の存在をクリアするために時間とコストがかかる 等

総合的に課題を解決

枠組みのイメージ

国：基本方針

同意

地方公共団体：基本計画

- ✓ 地域の強みを生かした地域全体の最適化に向けた基本計画
- ✓ RESAS等を活用したPDCAサイクルの徹底

承認

事業者：地域経済牽引事業計画(仮称)

〔申請主体〕

- ①民間事業者、②官民連携型(地方公共団体及び民間事業者)

〔地域経済牽引事業の例〕

- ・先端技術を活かした成長ものづくり分野(医療機器、航空機、新素材等)
- ・農林水産、地域商社(農水産品の海外市場獲得等)
- ・第4次産業革命(IoT、AI、ビックデータ活用)関連
- ・新たなニーズをターゲットにした観光、スポーツ、文化、まちづくり関連
- ・ヘルスケア・教育サービス 等

〔事業計画のポイント〕

- 地域経済への波及効果(域内取引拡大等) 等

事業者に対する支援措置(検討中)

※支援機関(公設試等)によるサポート体制を整備予定

- ①設備投資に対する支援措置、②予算上の支援措置、③規制の特例措置、④資金供給の促進、⑤その他(データ利活用等)

地方大学の振興等

○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

(平成28年11月28日 全国知事会)

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。



○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

【地方にキャンパスを置く大学の事例】

東京理科大学 ^{おしやまんべ} 長万部キャンパス

○基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。

○大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。

○学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



【国立大学における特色ある学部等設置事

山口大学 国際総合科学部

○国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。

(長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施)

特色①

海外留学

- 高い英語力を保証するため、原則として1年間の海外留学を実施。卒業要件として、TOEICスコア730点取得を課す。



特色②

デザイン科学

- 新たな価値提案デザインを修得することで、課題を自ら発見し、解決する能力を身に付ける。



特色③

プロジェクト型課題解決演習

- 4年次にプロジェクト型課題演習を履修。それまでに身につけた全ての能力をより実践的に使うため、企業や自治体と連携し、実際の課題に1年間取り組む。



【山口大学キャンパス】

地方創生インターンシップ事業

- 東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

地方創生インターンシップ

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成



産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織（※）

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施



地方就職への
動機付け

インターンシップ参加



東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保（○単位認定）
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

自治体等

- 地元の魅力発信

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稻田大学総長）を設置。

平成28年10月11日に第1回会議を開催。

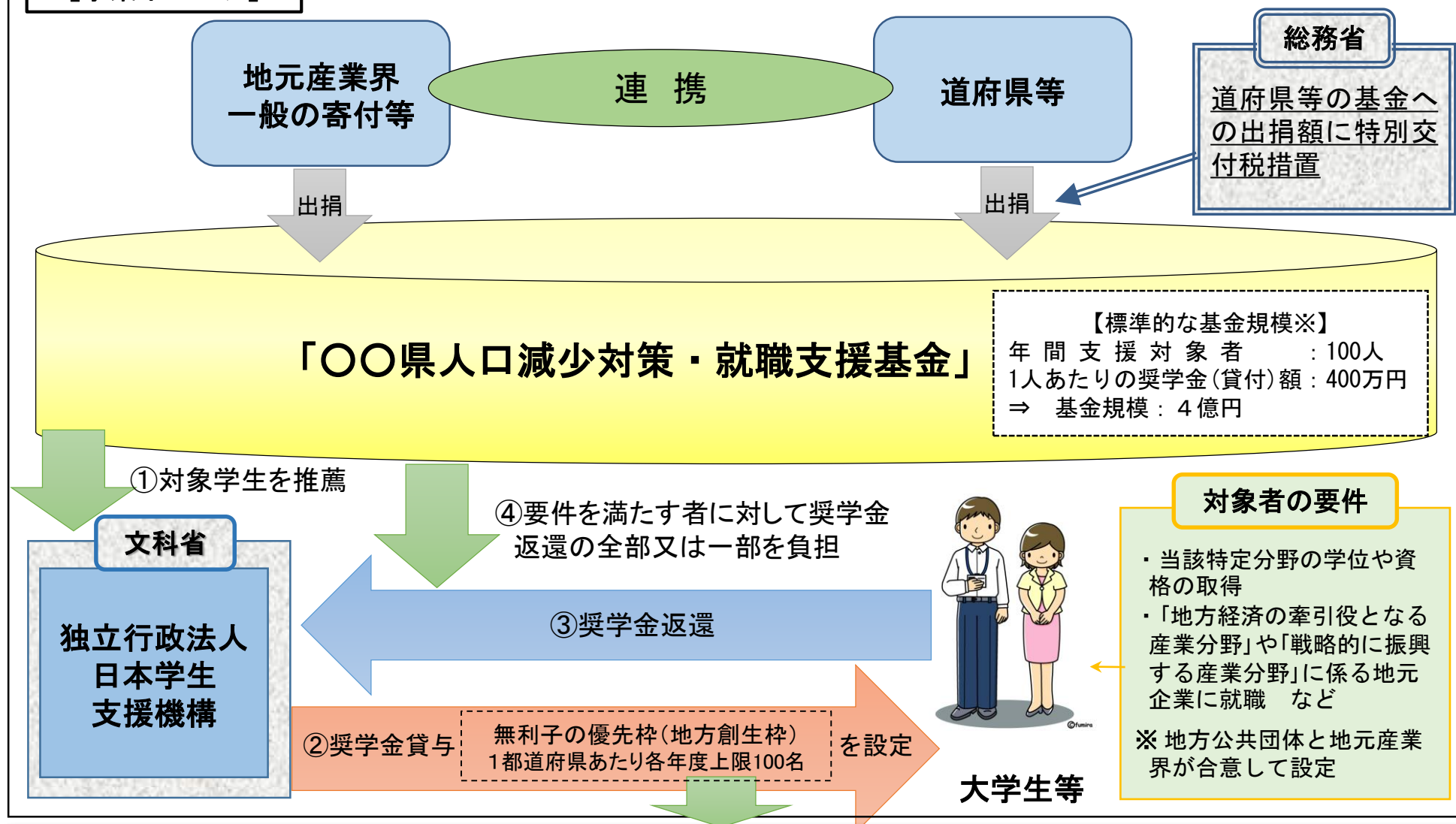
地方創生インターンシップポータルサイト

インターンシップを通じて、若者に対し、魅力ある地方の職場を幅広く知る機会を提供するため、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングできるよう、ポータルサイトを設立。

- ・10月11日より試行運用を開始（40道府県、252大学等が掲載）
- ・平成28年度末より運用開始

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】



※奨学金返還支援制度を設けているのは18県(秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、三重県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、鹿児島県)

◎ **地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。**

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・ 東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・ 入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・ 移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・ 健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・ 地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・ 医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・ 受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議
「最終報告」
とりまとめ
(平成27年12月11日)



◎ 「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）

※認定された地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：12計画

〔北海道函館市、青森県弘前市、茨城県阿見町、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町〕
〔徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市〕

◎ 関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）

◎ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金の活用状況（生涯活躍のまち分野） 51事業（2県48市町）

⇒ 「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

ライフスタイルの見つめ直し

働き方を含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期

■ 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

- ・地方…豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力にあふれる
- ・ひと…生まれ育った郷土への誇り、愛着を持つ

地方の魅力の
再発見、発信



自らが生まれ育った「郷土
への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、
地域文化の振興



地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(29年度概算決定額:1,000億円(事業費:2,000億円))

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」(28年度900億円(事業費ベース1,800億円))

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(平成29年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

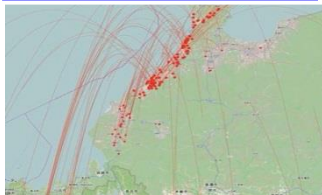
- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた施策の検討**とその実行が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な**施策の立案、実行、検証（PDCA）**を支援する。

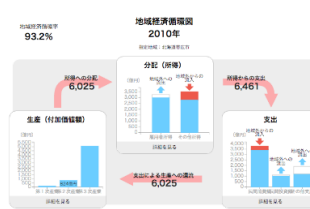
①産業マップ



企業数・雇用・売上
で地域を支える
産業が把握可能に

行政区域を超えた
産業のつながりが
把握可能に（※）

②地域経済循環マップ



自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

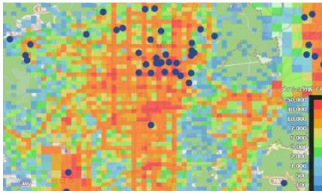
③農林水産業マップ



農業部門別の販売金額割合が把握可能に

農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

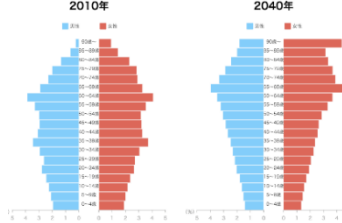
④観光マップ



どこからどこに人が来ているか把握可能に

インバウンド観光動向が把握可能に

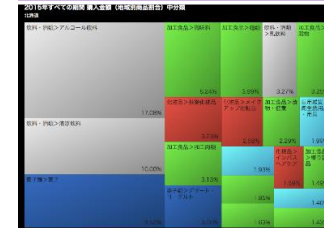
⑤人口マップ



人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

⑥消費マップ



飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ



各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから

<https://resas-portal.go.jp/> “RESASポータル” で検索

RESASのご利用はこちらから

<https://resas.go.jp/> （Google Chromeよりご覧ください）

（※）企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成27年2月27日構築（平成28年10月現在 17府省庁総勢960人）。地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ（17府省庁総勢960人）の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

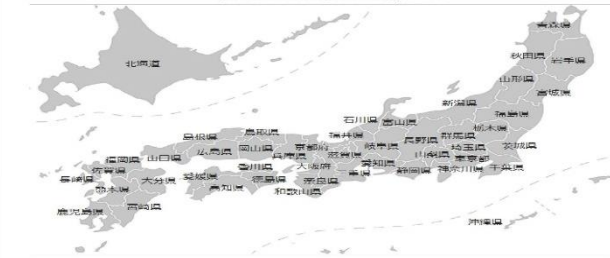
【地方創生コンシェルジュ・トップページ：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/concierge/>】

地方創生コンシェルジュ

地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、国の職員等による「地方創生コンシェルジュ」を設置します。

制度の概要はこちらから（PDF形式：●●●KB）

地方創生コンシェルジュの一覧はこちら



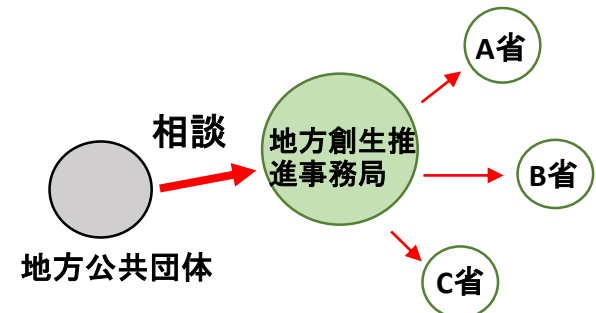
国家戦略特区
総合特区
構造改革特区
地域再生
中心市街地活性化
都市再生
環境モデル都市・環境未来都市
産業遺産の世界遺産登録推進
有識者における地域活性化施策情報
メールでのお問い合わせ
※関連リンク
産業競争力会議
規制改革会議
INVEST JAPAN

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

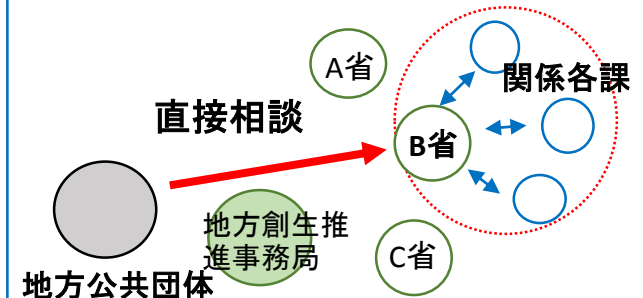
No.	担当都道府県	氏名	所属			
			省庁	局	課室	肩書
1	○×県	〇〇	〇〇省	〇〇局	〇〇課	課長
2	○×県	△△	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	○×県	××	××省	××局	××課	係長

相談方法について

○具体の相談先がわからない場合、地方創生推進事務局コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。



○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な見が必要な場合、各々の担当部局が協力対応。



地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

対 象	派遣先市町村	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)
	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤職）・・・原則1～2年間	
バックアップ体制	・ 派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・ 派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

<派遣実績>

<平成27年度派遣者>

64市町村に派遣

- ・ 国家公務員 41名
- ・ 民間人材 10名
- ・ 大学研究者 13名

<平成28年度派遣者>

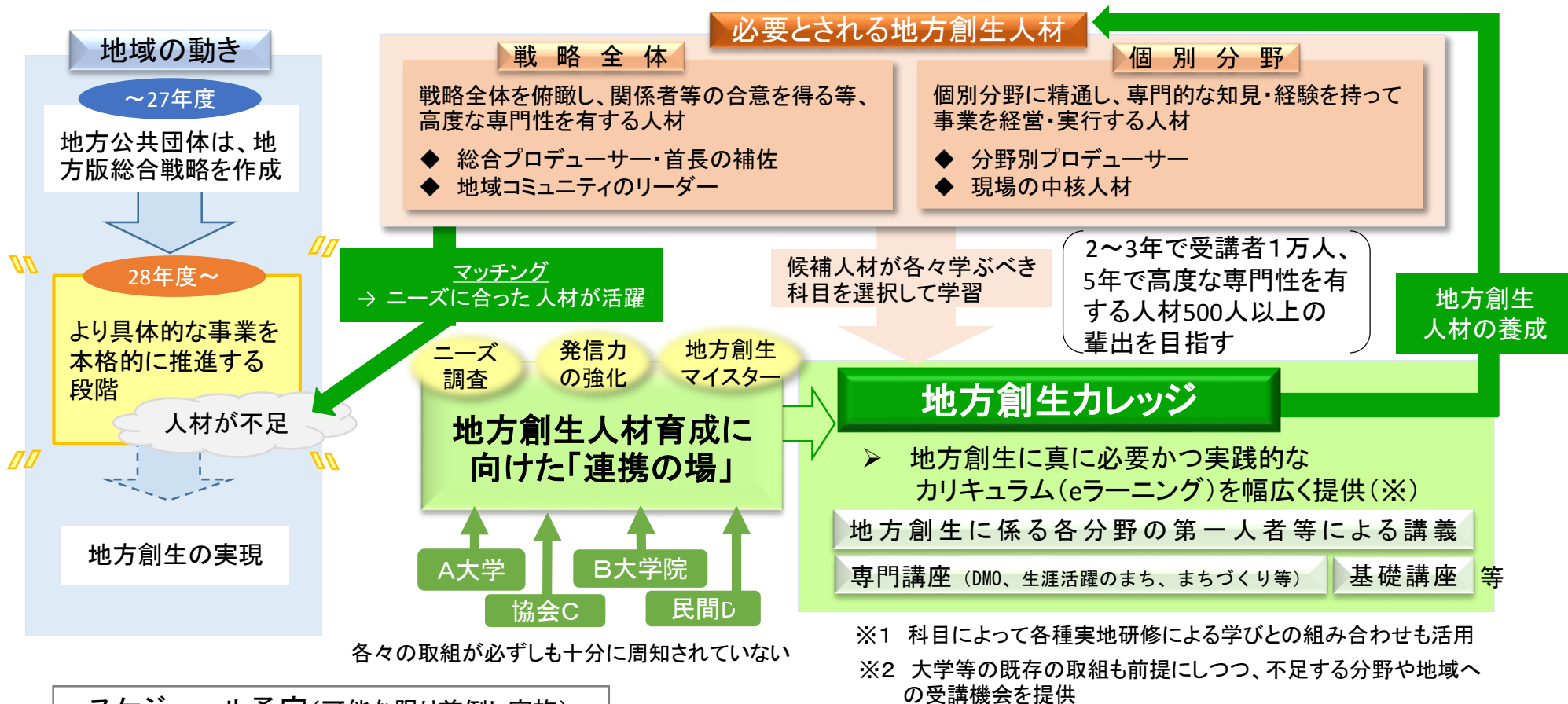
58市町村に派遣

- ・ 国家公務員 42名
- ・ 民間人材 13名
- ・ 大学研究者 3名

※平成28年12月1日現在

地方創生カレッジ

- 現 状** : 地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進
- 課 題** : 事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち
- 方向性** : ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた「連携の場」を形成
② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供



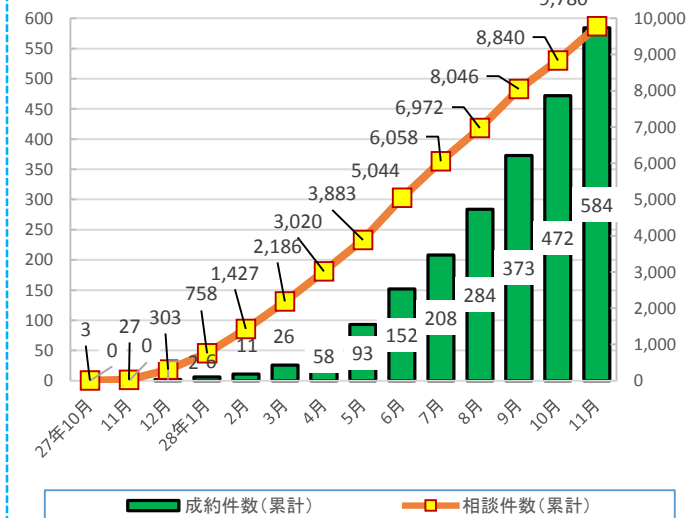
スケジュール予定(可能な限り前倒し実施)



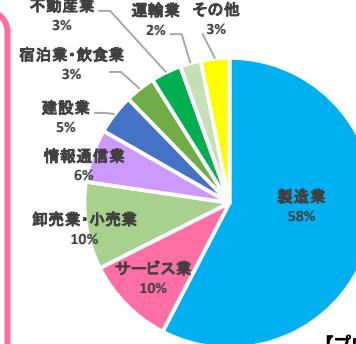
プロフェッショナル人材事業

- 東京都を除く全道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、2016年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、各地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 各種支援機関や地域金融機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。各道府県の拠点同士とも協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在力アピールなどを展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。

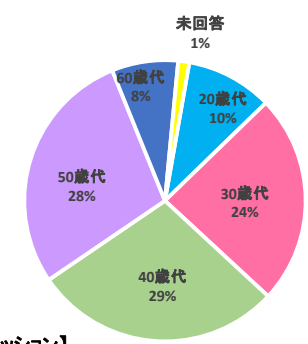
成約件数と相談件数の推移



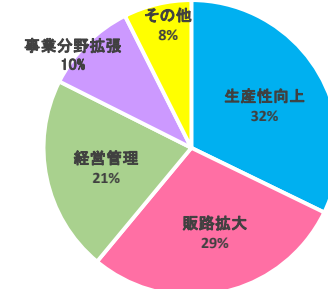
【プロ人材受入企業業種】



【プロ人材の年代】



【プロ人材のミッション】



地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

26年度補正	3,275億円	27年度	7,225億円	27年度補正	2,188億円
28年度	6,579億円	28年度補正	1,746億円	29年度	6,536億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

27年度地方財政計画	1.0兆円	28年度地方財政計画	1.0兆円	29年度地方財政計画	1.0兆円
-------------------	--------------	-------------------	--------------	-------------------	--------------

○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円）を計上。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

① 地方創生推進交付金の確保

1,000億円

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- 交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。
- 平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、**交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化**を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

6,536億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) **地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする** 2,062億円
 - ii) **地方への新しいひとの流れをつくる** 651億円
 - iii) **若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる** 1,417億円
 - iv) **時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する** 2,407億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

④ 社会保障の充実

1兆224億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

地方創生推進交付金

29年度予算額 1,000億円 (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

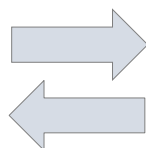
① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定



「PDCA
サイクル」
の確立

対象事業・具体例

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度：4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度：1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度：2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度：0.5億円)

※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
ただし、1/2以上になる事業であっても、所得向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

資金の流れ

国

交付金（1/2）

都道府県
市町村

（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

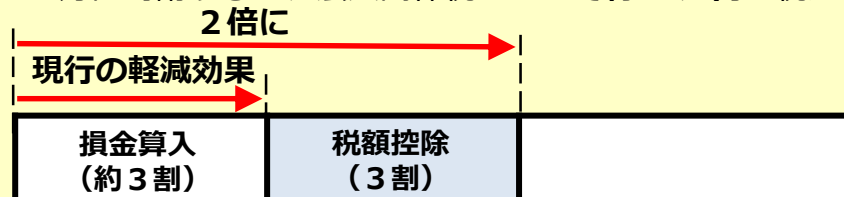
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

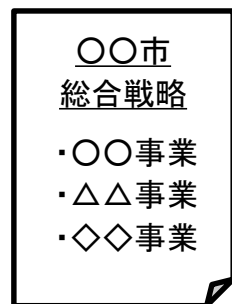
- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

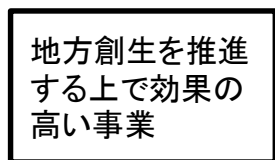


制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を
策定



②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成



内閣府

③計画の認定

④寄附^{※2}

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

平成28年度認定事業 157事業 (平成28年度事業費 126億円)
平成29年度事業については、1月、5月、9月に申請受付予定